

桜区区民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 多様化する区民ニーズに対応するため、広く区民の意見を区政に反映していくことを目的に、桜区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(協議テーマ)

第2条 区民会議は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本に協議し、その内容や経過を区長に報告する。

(組織等)

第3条 区民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 各種団体及び市民活動団体から推薦された者

(2) 公募により選出された者

(3) 大学及び事業者から推薦された者

(4) 学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたる者

3 委員の任期は2年とし、再任は原則として1回までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 区民会議に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長、副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 区民会議は、定例会及び臨時会（以下「定例会等」という。）を開催する。

2 会長は定例会等を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第6条 区民会議は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 区民会議委員には、報酬は支給しない。ただし、第5条の会議又は前条で定める専門委員会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

(区役所職員の参加)

第8条 区長は、行政の立場で助言する必要がある場合には、区役所職員を区民会議に参加させることができる。

(関係者の出席)

第9条 区民会議は、協議するため必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第11条 区民会議の事務局は、桜区役所コミュニティ課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は区民会議が協議して定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。